

2025 年度埼玉県に対する政策・制度要請

1. 小児科から成人診療科への移行支援体制（移行期医療）の強化

小児期に発症した疾患を持つ患者は、概ね 15 歳前後になると小児科から成人診療科への移行期（いわゆる「移行期医療」）を迎えます。しかし、受け入れ先となる成人診療科においては、疾患や患者背景に対する理解や対応体制が十分でないことが多く、20 歳を過ぎても移行先が決まらないケースも見受けられます。

特に深刻なのは、移行先の医療機関を患者本人やその家族が自力で探さなければならない状況があるという点です。専門的知識や情報が不足している中で、医療機関との調整や受け入れ交渉を家族が担わざるを得ず、大きな心理的・時間的負担を強いられています。

さらに、16 歳を過ぎると小児科病棟への入院に制限があるため、移行期間中に入院治療が必要となった際の受け入れ先にも大きな課題があります。特に、希少疾患や医療的ケアの必要度が高い患者については、大学病院等の小児科から地元の成人診療科への移行が難航する傾向にあり、地域医療との連携不足や専門医の不在が障壁となっています。

このような状況を改善するには、当事者や家族の声を丁寧に聞き取り、実態に即した支援体制を構築することが不可欠です。移行期医療の円滑な推進に向けて、「埼玉県移行期医療支援センター」の機能拡充と患者と医療機関との「橋渡し役」となる専門人材を育成し、県内主要医療機関に配置する制度の構築を要請します。

2. 重症心身障害児者・医療的ケア児者家庭への支援強化

重症心身障害児者および医療的ケア児者が安心して在宅生活を続けられるよう、また、主たる介護者（多くは母親）の精神的・身体的負担を軽減するため、以下の施策について、さらなる強化と拡充を要請します。

- (1) 重症心身障害児者・医療的ケア児者の家庭に対して、サービスの情報が行き届くような広報活動の強化や分かりやすいガイド、相談窓口の充実など、障害福祉サービスの周知徹底をはかること。
- (2) 「介護は家庭の問題」という意識を変えるための啓発活動やヘルパー利用への抵抗感を和らげるための地域理解促進、利用事例の共有など、障害福祉サービス利用への心理的・社会的障壁を解消すること。
- (3) 主たる介護者（多くは母親）の精神的・身体的負担を軽減するため、レスパイトケアの拡充やピアサポート・カウンセリングの提供、さらに短期入所・通所施設の整備（特に 18 歳以上の重症心身障害者・医療的ケア者が利用可能な施設）を進め、地域間の格差を解消すること。
- (4) 障害のあるこども・成人の介護と親の介護が同時に起こるダブルケアに備え、複合的支援制度を構築すること。
- (5) 新たなケアラーやヤングケアラーの早期把握と予防的支援を行うため、家族のライフステージに応じた支援体制を整備し、きょうだい児がヤングケアラーとならないよう教育・支援を充実させるとともに、障害児の出生時から子育て支援と福祉支援が切れ目なく連携する仕組みを構築すること。

3. 重症心身障害児者および医療的ケア児者の生涯学習と地域共生の推進

重症心身障害児および医療的ケア児が特別支援学校卒業後も、安心して豊かな生活を送れるよう、当事者が「選べる暮らし」を実現するために、以下の施策について、さらなる強化と拡充を要請します。

- (1) 重症心身障害児や医療的ケア児が卒業後も生涯学習や文化活動を通じて学びを継続できるよう、生活介護事業所における学習・文化活動プログラムや障害者生涯学習支援拠点の設置、訪問型学習支援サービスなどの整備と支援を進めること。

そのため、文部科学省の「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」や、厚生労働省の「学校卒業後における生活介護利用モデルの作成事業」を、積極的に推進すること。

- (2) 重症心身障害者や医療的ケア者が安全・安心に通える生活介護事業所を地域格差なく整備するため、看護師や理学療法士・言語聴覚士などの医療・専門職の配置基準の見直し・支援、職員研修制度の充実、福祉施設における設備支援などを行うこと。
- (3) 本人の意思決定を尊重し、通所、在宅、地域活動参加など、多様な暮らし方が選択できるよう、相談支援、移動支援などの地域支援体制を強化すること。

加えて、家族のレスパイト（休息）支援として、重症心身障害児者および医療的ケア児者対応型の短期入所施設の増設、訪問看護・ヘルパー支援等、在宅支援サービスの拡充をはかること。

- (4) 学校卒業後も障害当事者が地域の中で役割を持ち、尊重される存在であり続けられる社会の実現に向けて、地域住民・行政・事業者が重度障害者と関わりあえる交流の場の創出や、共に生きる意識を育むための学校・企業・NPO 等との協働による啓発活動の推進、さらに地域福祉計画等における当事者参画の促進を支援すること。

4. 重症心身障害児者および医療的ケア児者の個別避難計画の策定

埼玉県内に居住する重症心身障害児者および医療的ケア児者の保護者ならびに支援者は、災害時における障害のある家族の命と安全が確保されることを強く願っています。しかしながら、現時点において、多くの重症心身障害児者および医療的ケア児者に関する個別避難計画が未策定であり、深刻な課題が存在しています。

重症心身障害児者および医療的ケア児者とその家族が災害時にも尊厳と安全をもって避難できる社会の実現をめざすため、以下の施策について、さらなる強化と拡充を要請します。

- (1) 重症心身障害児者および医療的ケア児者に対する個別避難計画を早期に策定できる支援体制を構築すること。
- (2) 個別避難計画の作成にあたって、保護者、医療関係者、福祉関係者等が協議する場を設けること。
- (3) 実効性のある避難訓練を実施すること。
- (4) 重症心身障害児者および医療的ケア児者が安心して避難できるよう、個々の障害特性や医療的ニーズに応じた医薬品の備蓄・供給体制を構築するとともに、アレルギー対応や嚥下困難に配慮した障がい者用の食料の確保・提供体制を整え、災害時においても継続的かつ適切な医療的・栄養的支援が可能となるよう、万全の準備を講じること。
- (5) 災害発生時に、福祉避難所への直接避難が可能となる体制を構築すること。

5. 難病患者に対する雇用促進施策の拡充

難病患者の多くは働く意欲を持ちながらも、法的支援や社会的認知の不足により就労機会を得られない状況にあります。特に障害者手帳を持たない難病患者は、法定雇用率の対象外であるため、企業や自治体からの積極的な雇用が進みにくい現状にあります。

2024 年度埼玉県への政策制度要請において、「難病患者に対する雇用促進施策の拡充」を要請しましたが、県からは「難病患者の症状は疾病ごとに異なるため、難病患者が職務を行うにあたっての必要な配慮もそれぞれ異なります。勤務形態や職務内容など、難病患者の採用に際して配慮しなければならないことについて、国や山梨県の検討状況を見ながら研究してまいりたいと考えております。」との回答でした。

埼玉県は令和 6 年度より難病患者等雇用促進事業を実施し、両立支援に理解のある事業所に対し、難病患者の求人開拓等を行っています。また、ホームページには「難病のある方への職場における配慮事例」も掲載（掲載日：2025 年 5 月 28 日）されています。

令和 7 年度の事業計画には、「雇用に向けたきめ細かな提案等」と記されており、回答にある採用に際しての配慮すべき内容は早急に検討すべきであり、埼玉県自らが率先して難病患者の雇用を進めるべきです。

障害者手帳の有無を問わない難病患者枠を設け、県職員として採用する制度の導入を要請します。

6. こども・若者の自殺対策の強化

こども・若者をめぐる自殺の深刻な現状に対し、私たちは強い危機感を抱いています。いじめ、不登校、家庭環境の問題、SNS 上での誹謗中傷や孤立など、多様で複雑な背景が存在する中、とりわけ思春期のこどもたちが抱える孤独感、不安感、社会への不信感、そして希死念慮の高まりは、もはや一家庭や学校だけで解決できる問題ではなく、社会全体で直視すべき喫緊の課題です。こども・若者が「自分はこの社会に必要とされている」「生きていていいんだ」と心から実感できる社会の構築は、行政にとっての責務であると同時に、未来への最大の投資であると考えます。

埼玉県では、すでに多方面から自殺対策を講じていますが、命を守る施策は、絶えず見直しと改善を行うとともに、当事者の声を反映した柔軟で実効性のある対策が求められます。埼玉県がこれまで以上に強いリーダーシップとイニシアティブを発揮し、次の世代の命と尊厳を守る取り組みをさらに強化するよう要請します。

7. 不登校対策の強化

令和 6 年度の文部科学省による調査結果では、不登校児童生徒数が全国で過去最多を記録し、埼玉県内においても依然として深刻な状況が続いています。不登校は単なる「登校しない」状態にとどまらず、背景には多様な要因が絡み合い、こどもたちの学びの権利や将来の可能性に深刻な影響を及ぼすものです。

こどもたちが安心して学び、自己肯定感を育みながら、自らの力で未来を切り拓くことができる環境づくりは、もはや一部の課題ではなく、社会全体が取り組むべき喫緊の課題であると考えます。

埼玉県においても、「総合的な不登校対策」や、令和 8 年度開校予定の「学びの多様化学校」など、前向きな施策が推進されており、その意義は非常に大きいものと認識しています。

しかしながら、現場の実情を見れば、依然として支援が十分に行き届いていない例や、制度と現場との間に乖離が生じている事例も少なくありません。こうした状況を踏まえ、こどもたち一人ひとりの社会的自立を視野に入れた「誰ひとり取り残さない学びの実現」に向けて、以下の施策について、さらなる強化と拡充を要請します。

- (1) 「学びの多様化学校」の早期開校および県内複数設置により、多様な学びの選択肢を県全体に拡大すること。
- (2) 居場所を問わず継続的な学習が可能となるよう、公的なオンライン学習支援の恒常化と、通信機器・回線等のインフラ支援を拡充すること。
- (3) 不登校の背景には心理的課題や家庭環境の影響も多く、専門職の継続的かつ密接な関与が不可欠です。より質の高い支援が提供されるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの常駐化と専門性を強化すること。
- (4) 学校と家庭が連携してこどもたちを支えるためには、保護者と教職員への理解促進や心のケアが重要です。保護者および教職員への定期的な研修や心理的サポート体制を構築すること。
- (5) すでに地域で活動しているフリースクール等の民間教育支援団体と行政との連携を制度化し、包括的かつ柔軟な支援体制を整備すること。

8. 外国人児童生徒に対する日本語指導・支援体制の充実

埼玉県内の公立学校に在籍する外国人児童生徒の数は年々増加しており、教育現場においては日本語指導、学習支援、多文化理解の促進など、きめ細やかな対応が求められています。県としても「帰国・外国人児童生徒への教育充実サポート事業」等をつうじて支援を行っていますが、現場の実情に鑑みると、支援体制の質・量ともにさらなる強化が急務であると考えます。

外国人児童生徒の健やかな学びと成長を支え、地域社会全体として多文化共生の実現をはかるため、以下の施策について、さらなる強化と拡充を要請します。

- (1) 幼児期からの言語支援は、学習の定着や社会への適応に極めて重要です。就学前から切れ目のない日本語指導が受けられる体制を整備すること。
- (2) 一部の外国人児童生徒は、高校卒業後の進路選択に関する情報や支援が不足している状況にあります。専門的な進路指導や職業体験の機会の充実をつうじて、進学・就職に向けた支援を強化すること。
- (3) 学力保障とアイデンティティの確立の観点から、母語・母文化の維持を支援するとともに、バイリンガル教育の導入・推進をはかること。さらに、宗教的背景や信仰に基づく価値観を尊重し、児童生徒が安心して自己の宗教的アイデンティティを保持できる教育環境の整備をはかること。
- (4) 外国人児童生徒が安心して学校生活を送るためには、言語や文化の違いを踏まえ、保護者への情報伝達と支援を充実させ、学校との信頼関係と相互理解を深めることが重要です。保護者と学校間における円滑なコミュニケーションがはかれるよう、保護者への支援ならびに取り組みを強化すること。
- (5) 文部科学省の調査により、就学していない外国人児童が一定数存在する可能性が指摘されています。外国人児童の就学状況を的確に把握し、未就学児童に対する支援体制を早急に整備すること。

9. こどもの「居場所」と「出番」の拡充

こどもたちが安心して過ごせる「居場所」、そして自己肯定感を育み、社会とつながる「出番」の確保は、単なる福祉施策にとどまらず、こどもの権利保障の観点からも極めて重要な課題であると認識しています。

埼玉県においては、こども食堂、学習支援、プレーパークなど多様な取り組みが展開されており、地域のセーフティネットとして大きな役割を果たしています。しかしながら、地域によっては支援が行き届かず、こどもたちが安心して過ごすことができる場所や、自らの力を発揮する機会が不足している現状も見受けられます。

こどもたちは「未来の担い手」であると同時に「今を生きる存在」です。県内すべての地域において、こどもたちが安全に過ごし、自己肯定感を育み、社会とつながりを得られるよう、以下の施策について、さらなる強化と拡充を要請します。

- (1) こどもの居場所のさらなる拡充と財政支援を含めた支援体制を強化すること。
- (2) 地域活動や意思決定機関への参画など、こどもの「出番」を創出する仕組みを構築すること。
- (3) こども・若者の声を反映した施策の推進をはかること。
- (4) 地域ネットワークへの支援とコーディネーターの配置強化をはかること。

10. 児童養護施設と入所児童に対する支援強化

現在、児童養護施設では、虐待や発達障害など様々な背景を持つ児童の入所が増加しており、児童一人ひとりの多様かつ複雑なニーズに応じた支援が求められています。にもかかわらず、人的・物的支援が追いついておらず、こどもたちの基本的権利や健全な育成の機会が十分に保障されているとは言えません。

すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って未来を切り拓いていける社会の実現に向け、以下の施策について、さらなる強化と拡充を要請します。

- (1) 児童一人ひとりに寄り添った適切な支援を行うため、施設職員の専門性向上のための研修強化ならびに処遇改善による職員の定着率向上、加えて、人材確保や職場環境の改善に向けた補助・支援制度の充実をはかること。
- (2) 発達障がい児や虐待の影響を受けたこどもたちに対して、臨床心理士や学習支援スタッフ等の配置支援を強化し、「心のケア」も含めた包括的支援体制を整備すること。
- (3) 児童が退所後も孤立することなく地域社会と継続的につながりを持てるよう、自立援助ホームやアフターケア拠点への支援の充実をはかるとともに、住宅確保や伴走支援を行う人材の配置に対する助成を行うこと。
- (4) 児童養護施設が地域から孤立することなく、地域住民と協働できるよう、施設見学・ボランティア受け入れの促進、ならびに行政主導の地域交流事業への支援の拡充をはかること。

11. すべての学校における「生命（いのち）の安全教育」の早期実施

文部科学省は現在、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。

埼玉県においても「埼玉県こども・若者計画」において、「生命（いのち）の安全教育」など、性に関する知識を包括的に学ぶことができる教育の推進が記されています。

近年の警察庁の統計によれば、こどもが被害者となる性犯罪の件数が増加傾向にあります。性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、特に幼少期に被害を受ける場合、心身に及ぼす影響は深刻かつ長期的なものとなります。一方で、こども自身が性被害を認識できないことや、加害者との関係性等により、誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすい実態が指摘されています。

このような現状を踏まえ、こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、県内すべての学校において、「生命（いのち）の安全教育」ならびに人権教育をつうじて、性に関する正しい知識と理解を包括的に学ぶ教育を早期に実施するよう要請します。

12. 子どもたちの未来と地域農業をつなぐ有機給食の推進

近年、食の安全性や環境への配慮、持続可能な農業への関心の高まりを背景に、消費者の間で有機農産物への注目が急速に高まっています。とりわけ、成長期にある子どもたちが日常的に口にする学校給食においては、安心・安全な食材の提供が強く求められており、有機農産物の導入はそのニーズに応える重要な取り組みです。

こうした中、全国の自治体では、地元の有機農産物を学校給食に活用する動きが広がりつつあり、地域農業の振興と子どもたちの健康を両立させる公民連携の好事例が数多く生まれています。地産地消の推進、有機農業の普及、そして持続可能な地域づくりの観点からも、学校給食への有機農産物の導入は大きな意義を持っています。

埼玉県においても、こうした取り組みをさらに加速させるため、以下の施策について、さらなる強化と拡充を要請します。

- (1) 地元有機農産物の生産者と学校・自治体とのマッチング支援。
- (2) 有機農産物の安定供給体制の構築に向けた技術的・制度的支援。
- (3) 学校給食関係者への啓発・研修の実施。
- (4) 有機農産物導入に伴うコスト増への財政的支援や補助制度の整備。
- (5) 先進事例の共有やモデル事業の展開による自治体間の連携促進。

13. 生活困窮者支援施策としてのフードバンク活動への支援強化

現在、フードバンク活動は主に民間団体や個人の有志によって支えられており、食品の搬送や活動の担い手に係る費用の確保が大きな課題となっています。生活困窮者支援は本来、行政が積極的に関与すべき分野であり、地域の実情に即した支援体制の構築が急務です。

埼玉県においては、すでにフードドライブの実施や広報活動など、一定の取り組みが進められていますが、自治体間での取り組みの格差、地域団体との連携体制の不十分さ、保管場所の確保など、依然として多くの課題が残されています。

生活困窮者への支援に取り組むフードバンク活動に対し、以下の施策について、さらなる強化と拡充を要請します。

- (1) 自治体を中心となり、地域の生産者団体、食品関連事業者、輸送事業者、住民等との連携を積極的に促進し、食支援活動の基盤強化をはかること。
- (2) フードバンク活動に必要な保管場所や搬送手段の確保に向けた、具体的かつ実効性のある支援策を構築すること。
- (3) 既存の広報活動やフードドライブの取り組みについて、地域間の格差是正を意識し、より広範かつ継続的な展開をはかること。
- (4) 地域単位での持続可能な食支援体制の構築に向けて、制度的な支援を整備し、長期的な視点での取り組みを推進すること。

14. 労働者福祉事業団体および県内協同組合に対する支援強化

一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会では、中央労働金庫埼玉県本部、こくみん共済coop 埼玉推進本部、一般財団法人埼玉県勤労者福祉センター、埼玉県生活協同組合連合会、生活協同組合パルシステム埼玉、医療生協さいたま生活協同組合、埼玉県勤労者生活協同組合、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団埼玉事業本部が参加し、「非営利・協同セクター」として埼玉県民の生活支援を行っています。

埼玉県におかれましては、一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会をはじめ各構成団体への引き続きの支援を要請します。

以上